

報道関係者 各位
プレスリリース

2025 年 10 月 21 日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
全国身体障害者福祉施設協議会
特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
一般社団法人 全国介護事業者連盟
一般社団法人 全国児童発達支援協議会

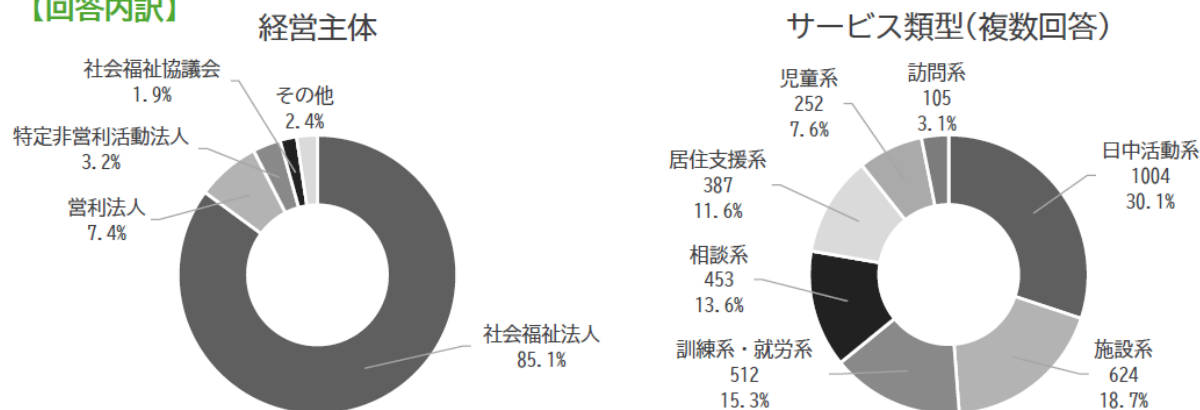
「障害福祉現場の賃上げ状況調査」結果を公表

- 障害福祉関係 8 団体（上記下線の団体）は、直近の賃上げ実態を明らかにするため「障害福祉現場の賃上げ状況調査」（調査期間：2025 年 9 月 5 日～9 月 22 日）を実施しました。
- 調査結果からは、障害福祉事業者が着実に処遇改善を実施している一方で、全産業との賃金格差は拡大していること、また、物価高騰の影響と人材確保難が経営上の課題となっており、現行報酬では十分な賃上げができず賃上げ余力も残っていないことなどが明らかになりました。
- 8 団体は、今後も障害福祉事業所が必要な人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続していくため、処遇改善の抜本的な拡充と早急な実施などを国に緊急要望していきます。

調査概要

調査期間	2025 年 9 月 5 日～9 月 22 日
回答数	1,547 事業所

【回答内訳】



調査結果から見た障害福祉現場の実態

【Point①】 障害福祉事業者は着実に処遇改善を実施しているが、
全産業との賃金格差は拡大

賃上げ額（1 事業所あたり平均月額／円）は令和 6 年度の 9,635 円に対し、令和 7 年度は 9,643 円と同程度であり、障害福祉事業者が着実に処遇改善を実施していることがわかりました(図1)。賃上げは、処遇改善加算の算定基礎に含まれない各職種にも、福祉・介護職と同程度の水準で行われています。

しかしながら、賃上げ率は、全産業（春闘）が前年度比 0.27%の増となっているなか、障害福祉分野は 0.12%の減となり、全産業との賃金格差は拡大しています(図2)。

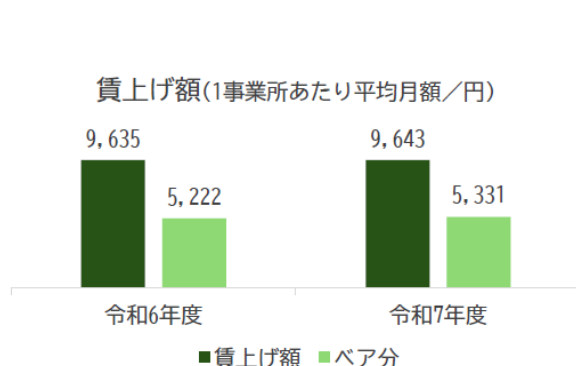


図1:障害福祉事業所における賃上げ額

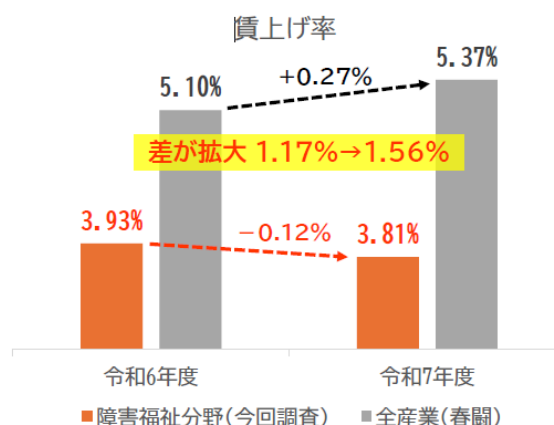


図2:障害福祉分野と全産業の賃上げ率

【Point②】 物価高騰の影響と人材確保難が経営上の課題となっており、
 現行報酬では十分な賃上げができず、賃上げ余力も残っていない

回答した障害福祉事業所の 95.6%が経営上の課題を感じています。

そのうち、主な課題として、92.2%が「物価高騰の影響により支出が増加している」こと、76.0%が「サービス提供に必要な人材が確保できない」ことを挙げています(図3)。

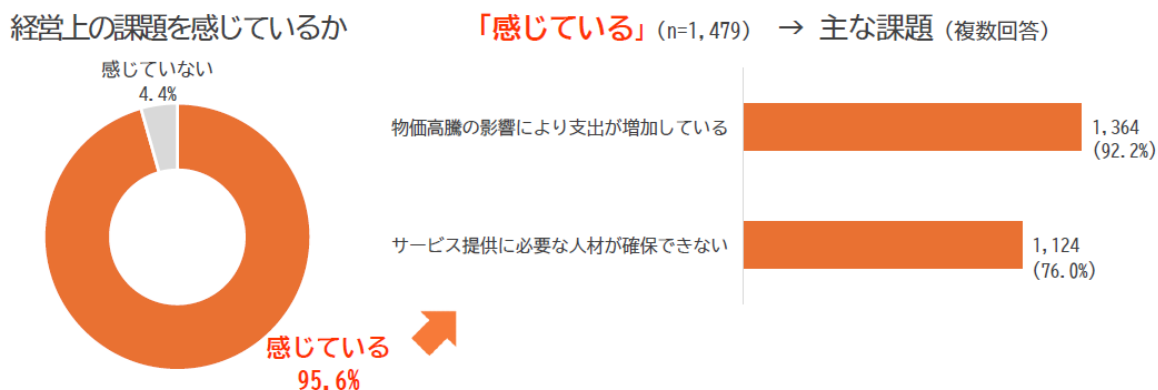


図3:経営上の課題を感じているかと、感じている場合の主な課題

また、回答事業所の 92.8%が賃上げを行う上での課題を感じています。

そのうち、主な課題として、85.0%が「現行の報酬では十分な賃上げ額が確保できない」、73.3%が「現行の報酬では幅広い職種の賃上げが十分できない」と、現行の報酬の不十分さを挙げています。また、77.4%が「物価高騰による支出増加のため賃上げ余力が不足」、60.1%が「最低賃金引上げに対応すると他の職員の賃上げ余力がない」と、賃上げ余力の不足を挙げています(図4)。

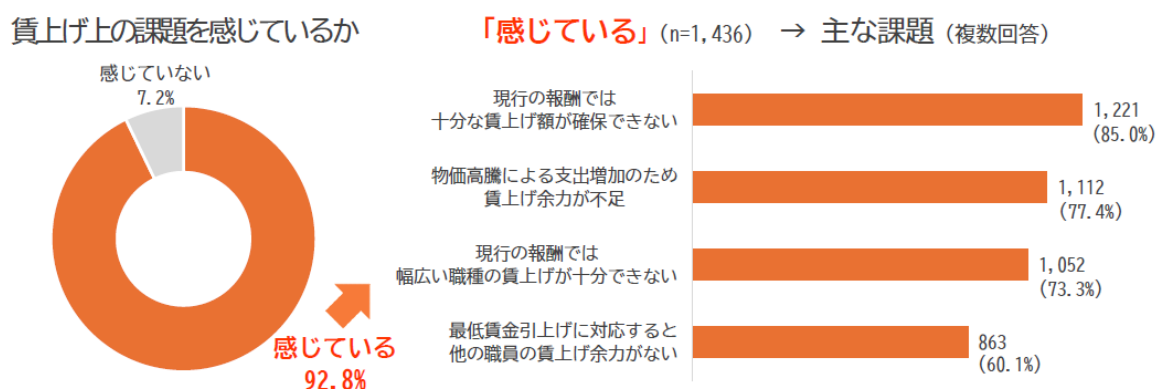


図4:賃上げ上の課題を感じているかと、感じている場合の主な課題

調査結果を踏まえた提言・要望

調査結果からは、障害福祉事業所が処遇改善を着実に進めている一方で、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準ではすでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界となっており、全産業との賃金格差が拡大していることが明らかになりました。

障害福祉関係 8 団体では、本調査結果から見えた深刻な現場実態を踏まえ、今後も障害福祉事業所が必要な人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続していくため、処遇改善の抜本的な拡充等が必要とし、国等に下記 4 点の緊急要望を行っています。

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施
2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大
4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

「障害福祉現場の賃上げ状況調査」調査結果を踏まえた提言・要望

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果を踏まえた提言・要望

調査結果から見えた障害福祉現場の実態

- ✓ 障害福祉事業所は、処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め、でき得限りの経営努力により、処遇改善を着実に進めている。
- ✓ しかしながら、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準では、すでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大している。

提言・要望 人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため 処遇改善の抜本的な拡充を

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施
 - ➡ 次期定期報酬改定（令和9年度）以前に、今年度（令和7年度）補正予算、令和8年度での報酬の臨時改定での対応が不可欠。
 - ➡ 特に居宅介護や通所事業には、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要。
2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
 - ➡ 賃上げ基調とさらなる物価高騰が今後も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。全産業の賃上げや人事院勧告、また最低賃金、そして物価指数に連動する仕組みを導入すべき。
3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大
 - ➡ 人事院勧告ベースの保育分野等や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多様・縦割りのなかで、多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も。処遇改善の仕組み・運用の制度間一元化と、法人裁量のさらなる拡大が必要。
 - ➡ 相談系事業の加算対象への追加や、福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算入が必要。
4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充
 - ➡ 光熱水費、食事提供費等の高騰の状況に応じ、基準費用額・補足給付額、食事提供体制加算額を引き上げるべき。
 - ➡ 財政支援は、自治体への交付金ではなく、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていきたい。